静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第2号

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)
- 第2条 健康寿命の更なる延伸及び分け隔てのない共生社会の形成に寄与することを目的として、静岡県健 康福祉交流プラザ(以下「プラザ」という。)を三島市に設置する。 (施設)
- 第3条 プラザに次に掲げる施設を置く。
 - (1) 会議室
 - (2) 研修室
 - (3) 体育館
 - (4) ホール
 - (5) ランニングコース

(事業)

- 第4条 プラザは、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 健康づくり及び社会参加の実践に関する指導を行うこと。
 - (2) 健康づくり及び社会参加に関する普及啓発及び相談を行うこと。
 - (3) プラザを県民の使用に供すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。 (開館時間)
- **第5条** プラザの開館時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。ただし、知事は、感染症対策の実施の用に供するときその他特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

施設	開館時間				
会議室	午前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法				
研修室	律第178号) に規定する休日にあっては、午前9時から午後5時まで)				
体育館					
ホール					
ランニングコース	午前9時から午後7時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休				
	日にあっては、午前9時から午後5時まで)				

(休館日)

第6条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、感染症対策の実施の用に供するときその

他特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (使用の承認)
- 第7条 第3条各号に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認には、プラザの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。 (使用の不承認)
- **第8条** 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 静岡県暴力団排除条例(平成23年静岡県条例第25号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるに足りる相当な理由があるとき。
 - (4) プラザの管理上支障があると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適当であると認めるとき。

(譲渡等の禁止

第9条 第7条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

- **第10条** 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第8条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。
 - (1) 第7条第2項の規定により付された条件に違反していること。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(指定管理者による管理)

- 第11条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にプラザの管理に関する業務を行わせるものとする。
- 2 前項のプラザの管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第4条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 第4条第3号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第5条ただし書の規定による開館時間の変更 (感染症対策の実施の用に供することを理由とする開館時間の変更を除く。)
 - イ 第6条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定(感染症対策の実施の用に供することを理由とする臨時の休館の決定を除く。)

- ウ 第7条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与
- エ 第8条の規定による使用の不承認(同条第1号から第3号までに掲げる事由による使用の不承認を除く。)
- オ 前条の規定による承認の取消し又は使用の制限(第8条第1号から第3号までに掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。)
- ③ プラザの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理に関して知事が必要と認める業務
- 3 指定管理者は、前項第2号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

- 第12条 前条第1項の規定による指定は、プラザの管理を行おうとするものの申請により行うものとする。
- 2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

- 第13条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にプラザの管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、プラザの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
 - (4) 地域における健康づくり及び社会参加の推進に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。

(指定管理者の指定等の公示)

第14条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(利用料金の納付)

- 第15条 指定管理者が第11条第2項第2号ウの規定により行う第7条第1項の承認(第3条第5号に掲げる 施設に係るものを除く。)を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める ときは、この限りでない。
- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

- **第16条** 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。 (利用料金の不還付)
- **第17条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、還付することができる。
 - (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
 - (2) 使用の目前15日までに使用しない旨の申出があったとき。

(指定管理者の事業報告)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から 施行する。

(供用開始日)

2 第3条各号に掲げる施設は、公布の日から起算して13月を超えない範囲内において規則で定める日から 供用を開始する。

(準備行為)

- 3 第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。
- 4 前項の規定に基づいて行う第11条第1項の規定による指定に係る指定管理者についての第15条第2項の 承認は、施行日前においても別表に定める額の範囲内で行うことができる。

(静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

5 静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例(平成8年静岡県条例第3号)は、廃止する。

別表 (第15条関係)

				利	月用	料	金	
	区	分	9時から	13時から	9 時から	17時30分	13時から	9時から
						から		
			12時まで	17時まで	17時まで	21時まで	21時まで	21時まで
会	議	室	800円	1,000円	1,800円	900円	1,900円	2,700円
研	修	室	2,100円	2,800円	4,900円	2,400円	5, 200円	7,300円

体育館	全面使用	3, 100円	4, 200円	7, 300円	3, 700円	7, 900円	11,000円
	半面使用	1,600円	2,100円	3,700円	1,800円	3,900円	5,500円
木 -	- <i>I</i> V	6, 200円	8, 200円	14, 400円	7, 200円	15, 400円	21,600円

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第30号

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例(令和5年静岡県条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

- 第2条 条例第12条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。
- 2 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

- 第3条 条例第18条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものと する。
 - (1) 静岡県健康福祉交流プラザ(以下「プラザ」という。)の管理に関する業務(以下「業務」という。)の 実施状況
 - (2) 業務に係る収支状況
 - ③ プラザの利用状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年静岡県規則第61号)は、廃止 する。

別記様式(第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地 申請者 名称 代表者の氏名

静岡県健康福祉交流プラザの管理に関する業務を行いたいので、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び 管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類